1 審査会の結論

福岡県警察本部長(以下「実施機関」という。)が、平成30年8月27日付け福警備第1683号で行った公文書非開示決定(以下「本件決定1」という。)、平成30年8月27日付け福警備第1685号で行った公文書部分開示決定(以下「本件決定2」という。)、及び平成30年8月27日付け福警備第1686号で行った公文書非開示決定(以下「本件決定3」という。本件決定1、本件決定2及び本件決定3を総称して「本件決定」という。)は、妥当である。

2 審査請求に係る対象公文書の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象公文書

審査請求に係る対象公文書(以下「本件公文書」という。)のうち、本件決定1に係る公文書は、①「給与支給明細書電子交付システムのうち、平成28年7月以降に沖縄県に派遣した警察職員に係る『給与支給明細書及び時間外勤務手当等支給明細書』」(以下「本件公文書1」という。)である。

また、本件決定2に係る公文書は、②「公安委員会等会議における配布資料の作成について(平成28年7月12日付け)」(以下「本件公文書2」という。)及び③「警察職員の援助要求について(平成28年7月12日付け、同年8月5日付け及び同年9月23日付け)」(以下「本件公文書3」という。)である。

さらに、本件決定3に係る公文書は④「北部訓練場へリパッド建設工事に伴う沖縄県特別派遣報告書(福岡)」(以下「本件公文書4」という。)及び⑤「沖縄県特別派遣部隊活動状況」(以下「本件公文書5」という。)である。

(2) 開示決定状況

実施機関は、本件公文書1について、福岡県情報公開条例(平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。)第7条第1項第1号(個人情報)及び第6号(捜査等情報)に該当するとして、条例第11条第2項の規定により、本件決定1を行った。

また、本件公文書2及び本件公文書3については、警部補以下の職員の印影が条例第7条第1項第1号、警察電話番号が条例第7条第1項第4号(行政運営情報)、派遣部隊名、派遣人数、派遣期間、帯同車両及び帯同装備品等が条例第7条第1項第6号に該当するとして、条例第11条第1項の規定により、本件決定2を行った。

さらに、本件公文書4及び本件公文書5については、条例第7条第1項第6号に該当するとして、条例第11条第2項の規定により、本件決定3を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定のうち、本件決定2で条例第7条第1項 第1号又は第4号に該当するとして非開示とした箇所を除く部分について、取消しを求め るというものである。

(2) 審査請求の経過

- ア 審査請求人は、平成30年7月26日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の 規定により、本件公文書の開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- イ 実施機関は、平成30年8月6日付けで、条例第12条第2項の規定により、公文書 開示決定の期間を延長し、その旨を審査請求人に通知した。
- ウ 実施機関は、平成30年8月27日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に 通知した。
- エ 審査請求人は、平成30年11月23日付けで、本件決定を不服として、審査庁である福岡県公安委員会(以下「諮問実施機関」という。)に対し、審査請求を行った。
- オ 諮問実施機関は、平成31年3月22日付けで、当審査会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求書、反論書及び口頭意見陳述における審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件決定1に係る公文書の特定について

審査請求人が開示請求した公文書は、「2016年7月以降に沖縄県に派遣した福岡県警察職員の人員、支払われた給与総額」なのであって、派遣警察職員個々人の給与明細ではない。また、審査請求人が開示を求めている文書は、警察職員の私生活情報を含む個人データではない。よって、派遣警察職員の個人データを取り除いて調整した公文書を開示する努力あってしかるべきである。

(2) 本件決定2及び本件決定3について

ア 条例第7条第1項第6号該当性について

沖縄県の高江地区において、住民がその命と生活、自然に重大な影響を及ぼす米軍用 ヘリポート建設に抗議の意思を表すことは、憲法第21条で認められる国民の権利であ る。その権利行使を規制する警察活動の内容を「第6号該当」であるとし、公文書を非 開示としたのは権限行使の濫用であり、取り消されるべき違法な処分である。

イ 理由の付記について

条例第7条第1項第6号に「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施

機関が認めることにつき相当の理由がある情報」とあるところ、実施機関の決定は、派遣に係る人員等を非開示にする理由として、一般的な警察の対処能力が明らかになることで警察の警備実施に支障を来すおそれがあること等を挙げている。この説明は、一般的なことを羅列しているにとどまり、具体的な「相当の理由」を示さないまま「第6号該当」としたことは、瑕疵ある権限行使であって取り消されるべき違法な処分である。

(3) その他について

実施機関が条例第7条第1項第6号該当性をもって公文書を非開示とする行政行為は、 条例第1条に違反している。すなわち、県民の知る権利の行使を妨げ、公文書開示請求権 を妨害し、県の諸活動を県民に説明をする責務を放擲し、県民の県政参加促進に背馳し、 県政に対する県民の理解と信頼を損ね、もって地方自治の本旨に即した公正で開かれた県 政の発展に寄与する目的を没却する行政行為であり、到底容認しえない。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 本件決定1について

本件公文書1は、実施機関の職員へ支給する給与等の明細書として、職員1名につき1件ずつ所定の様式を用いて作成される文書である。仮に本件公文書1を部分開示する場合、その開示された公文書から当該様式の枚数を読み取ることにより、沖縄県へ派遣された職員の合計人数が推測されることとなる。

派遣人数は、現地において警備実施に従事する警察職員の人数に係る情報で、警備実施の体制を推測させることができるもので、公にすることにより、仮に当該情報が反対勢力等の手に渡ることとなると、これらの勢力等がこれを研究、分析することで、現地における警備実施内容を推測することが可能となり、警戒の間隙をぬって警備実施業務に支障を及ぼす行為が容易になると考えられることから、条例第7条第1項第6号に該当すると判断し、本件公文書1全体を非開示としたものである。

(2) 本件決定2について

ア 派遣部隊及び派遣人数について

派遣部隊及び派遣人数は、現地において警備実施に従事する警察職員の人数に係る情報で、警備実施の体制を推測させることができるもので、公にすることにより、仮に当該情報が反対勢力等の手に渡ることとなると、これらの勢力等がこれを研究、分析することで、現地における警備実施内容を推測することが可能となり、警戒の間隙をぬって警備実施業務に支障を及ぼす行為が容易になると考えられることから、条例第7条第1項第6号に該当すると判断し非開示としたものである。

イ 派遣期間について

派遣期間は、現地において警備実施の開始時期及び終了時期を推測させることができる情報であり、公にすることにより、仮に当該情報が反対勢力等の手に渡ることとなると、これらの勢力等がこれを研究、分析することで、現地における警備実施の時期を推測することが可能となり、警戒の間隙をぬって警備実施業務に支障を及ぼす行為が容易になると考えられることから、条例第7条第1項第6号に該当すると判断し非開示としたものである。

ウ 帯同車両及び帯同装備品等について

帯同車両及び帯同装備品等は、現地における警備実施を効果的に行うために選定されたものであることから、公にすることにより、仮に当該情報が反対勢力等の手に渡ることとなると、これらの勢力等がこれを研究、分析することで、帯同車両、帯同装備品等を上回る対抗措置を講ずることが可能となり、警備実施業務に支障を及ぼす行為が容易になると考えられることから、条例第7条第1項第6号に該当すると判断し非開示としたものである。

エ 将来の警備実施業務への支障について

当時の援助要求に係る警察職員の派遣は既に終了しているものの、沖縄県公安委員会から援助要求が再度行われた場合、上記ア〜ウの情報を公にすることによって、将来の警備実施業務に支障を来すこととなり、ひいては犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、既に終了した派遣に係る情報であったとしても、条例第7条第1項第6号に該当すると判断したものである。

(3) 本件決定3について

本件公文書4及び本件公文書5は、派遣期間中警備を実施した際の記録として、1日につき1件ずつ所定の様式を用いて作成されている文書であり、現地での詳細な活動状況に関する情報のほか、上記(2)ア及びイにおいて条例第7条第1項第6号該当と判断した派遣部隊や派遣人数等の情報が記載されている。

これらの公文書について、仮に派遣部隊や派遣人数といった条例第7条第1項第6号に該当する情報を非開示として部分開示した場合、開示された公文書から当該様式の枚数を読み取ることにより、警備を実施した記録の合計件数が推測されることから、結果として派遣期間も推測される可能性がある。

したがって、派遣期間は上記(2)イのとおり、条例第7条第1項第6号に該当する情報であることから、本件公文書4及び本件公文書5全体を非開示としたものである。

6 審査会の判断

(1) 警察における援助の要求について

ア 警察法(昭和29年法律第162号)に基づく援助要求

警察活動の対象は、災害や騒乱事案の発生等予見できない突発的な事件として現れる場合があるため、事案の性質・規模等によっては、当該都道府県警察の有する警察力に不足を来すなど、一都道府県警察の能力をもってしては処理することができない場合があることから、警察法第60条第1項において、「都道府県公安委員会は、警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をすることができる。」と規定されている。

イ 福岡県警察職員の沖縄県への派遣について

沖縄県公安委員会は、警察法第60条第1項の規定により、平成28年7月12日、同年8月4日及び同年9月21日付けで、福岡県公安委員会を含む6都府県の公安委員会に対し、沖縄県内における米軍基地移設工事等に伴い生ずる各種警備事象への対応に必要として、警察職員の援助の要求を行い、これを受けて実施機関は警察職員を沖縄県に派遣した。

(2) 本件決定1の妥当性について

ア 本件公文書1の性格及び内容

本件公文書1は、給与等を支給される実施機関の職員ごとに作成される電磁的記録であり、給与支給明細書及び時間外勤務手当等支給明細書から構成されている。給与支給明細書には、職員ごとの「所属名」「氏名」「給料」「各種手当」「法定控除」「現金支給額」等の情報が記載されているほか、時間外勤務手当等支給明細書には、「時間外勤務手当」「休日勤務手当」「夜間勤務手当」「所得税」等の情報が記載されている。

イ 実施機関への説明聴取

「審査請求人が本件請求で求めた公文書は、派遣警察職員個々人の給与明細ではなく派遣職員に支払われた給与の総額が分かる文書である」との審査請求人の主張に対し、 実施機関は弁明書等で特段説明を行っていないことから、当審査会において実施機関に 説明を求めたところ、以下のような説明を受けた。

- (ア) 実施機関は、本件請求を受理する以前にも、「2016年7月頃、沖縄に福岡県警が派遣された人件費と派遣期間が分かる文書」との公文書開示請求(以下「別件開示請求」を受理したことがあり、その際も本件公文書1と同じ公文書を特定した上で条例第7条第1項第1号及び第6号に該当するとして公文書非開示決定処分(以下「別件決定」という。)を行った経緯がある。また、別件決定については、その後審査請求を受理しており、福岡県情報公開審査会より妥当であるとの答申(答申第183号)を受け、審査庁である福岡県公安委員会において当該審査請求を棄却するとの裁決が行われている。
- (イ) 本件請求のうち、「給与総額」については、金額を取りまとめた公文書は存在しないものの、別件開示請求と同義であったことから、別件決定に対する審査請求に係る 答申第183号及び裁決に準じて本件公文書1を特定し、本件決定1を行ったもので

ある。

ウ 本件公文書1の特定について

実施機関の説明によれば、審査請求人が本件請求で求めた「給与総額」を取りまとめた公文書は存在しないものの、本件請求と類似した請求内容であった別件開示請求の対応実績に準拠し本件決定1を行ったとのことである。

実際に当審査会において本件公文書1を見分したところ、派遣された期間の給与を派遣期間以外の給与と区別して記載するような欄は設けられておらず、本件公文書1は審査請求人が本件請求において求めた派遣期間に係る職員の給与の合計額を示す文書とは異なるものであることが確認できた。

また、審査請求人が求める「『給与総額』が分かる文書」の有無について検討するに、そもそも福岡県警察職員に支払われる給与は、福岡県警察職員の給与に関する条例(昭和32年福岡県条例第50号)第8条等に規定されるように、ひと月分を月額として支給するものであって、従事する業務単位で支給するような性質のものではないということは制度上明らかである。このような警察職員の給与の支給方法を考慮すると、審査請求人が求める派遣した職員全員に支給した給与の合計額を記載した文書が存在するとうかがわせる事情は見当たらず、本件請求に係る公文書は存在しないものと考えられる。

したがって、実施機関が本件請求に係る公文書として特定した本件公文書1は、実際には本件請求に係る公文書ではないのであって、実施機関は、「本件請求に係る公文書は作成も取得もしておらず存在しない」という理由で非開示決定を行うべきであったと判断される。

しかしながら、今回、実施機関が本件請求に係る公文書として本件公文書1を特定した上で本件決定1を行ったことは、本件請求に係る公文書が審査請求人に対して開示されなかったということであるから、その結果そのものに誤りはなく、実施機関が本件決定1を取り消し、「本件請求に係る公文書は作成も取得もしておらず存在しない」という理由で、改めて非開示決定を行うことに実益はないことから、本件決定1は結論において妥当というべきである。

(3) 本件決定2の妥当性について

ア 本件公文書2及び本件公文書3の性格及び内容

本件公文書2は、平成28年7月12日付けで沖縄県公安委員会から6都府県の公安委員会に対して発出された援助要求について、公安委員会等会議において配布する資料の作成に係る文書であって、起案用紙及び配布資料案から構成され、「派遣先」「派遣理由」「派遣部隊」「人員」「派遣期間」「帯同車両」等の情報が記載されている。

本件公文書3は、平成28年7月12日付け、同年8月4日付け及び同年9月21日

付けの沖縄県公安委員会から6都府県の公安委員会に対するそれぞれの援助要求に際して発出された文書並びに福岡県公安委員会による受諾回答の決裁に係るものであり、沖縄県からの依頼文書には、「派遣を必要とする理由」「援助を必要とする期間及び人員」「特別派遣部隊の任務」「帯同装備品等」等が、福岡県公安委員会による受諾回答の決裁文書には、「派遣先」「派遣理由」「派遣部隊」「派遣期間」等の情報がそれぞれ記載されている。

イ 条例第7条第1項第6号該当性について

(ア) 条例第7条第1項第6号の趣旨

本号は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、及び刑の 執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認め ることにつき相当の理由がある情報を非開示とすることを定めたものである。

その趣旨は、本号に該当する情報については、その性質上、開示・非開示の判断に 犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要すること等の特殊性が認め られることから、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一 次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のもので あるか否かについて審理・判断することが適当であるというものである。

また、条例の解釈・運用を記した「情報公開事務の手引」(福岡県総務部県民情報 広報課)には、本号に該当する情報の具体的な内容の例示として「警備実施等に関する情報」が挙げられており、その理由は、「従事する警察職員の数及び配置、通信に 関する情報、警備実施等のために態勢を構築した時期及びその期間に関する情報は、これを公にすることにより、警察の対応能力が明らかになり、要人に対してテロ行為を敢行しようとする勢力等がこれに応じた措置をとるなどにより警備実施等に支障を 及ぼすおそれがある」ためとされている。

(イ) 条例第7条第1項第6号該当性の判断

a 派遣部隊及び派遣人数について

派遣部隊及び派遣人数は、現地において警備実施に従事する警察職員の人数に係る情報であって、警備実施の体制を推測させることができる情報であると認められる。したがって、当該情報を開示し、仮に当該情報が反対勢力等の手に渡ることとなると、これらの勢力等がこれを研究、分析することで、現地における警備実施内容を推測することが可能となり、警戒の間隙をぬって警備実施業務に支障を及ぼす行為が容易になると認められる。

b 派遣期間について

派遣期間は、現地における警備実施の開始時期及び終了時期を推測させることができる情報であると認められる。したがって、当該情報を開示し、仮に当該情報が

反対勢力等の手に渡ることとなると、これらの勢力等がこれを研究、分析することで、現地における警備実施の時期を推測することが可能となり、警戒の間隙をぬって警備実施業務に支障を及ぼす行為が容易になると認められる。

c 帯同車両及び帯同装備品等について

本件公文書2及び本件公文書3に記載された帯同装備品等は、現地における警備 実施を効果的に行うために選定されたものと認められる。したがって、当該情報を 開示し、仮に当該情報が反対勢力等の手に渡ることとなると、これらの勢力等がこ れを研究、分析することで、帯同車両、帯同装備品等を上回る対抗措置を講ずるこ とが可能となり、警備実施業務に支障を及ぼす行為が容易になると認められる。

d 将来の警備実施業務への支障について

実施機関の説明にもあるように、沖縄県公安委員会からの援助要求に基づく警察職員の派遣による警備の実施については、将来再度要求を受けることで類似の警備を実施することとなる可能性も否定できない。そのため、当時の沖縄県公安委員会からの援助要求に基づく警察職員の派遣は既に終了していることをもって派遣部隊、派遣人数、派遣期間、帯同車両及び帯同装備品等を開示すれば、今後実施する可能性のある警備の状況等を一定程度推測させうるおそれがあるものと認められる。

以上のことから、実施機関が本件公文書2及び本件公文書3のうち、派遣期間、派遣人数及び帯同装備品等の情報を公にすることにより、警備実施業務に支障を来すおそれがあると判断したことには、合理性があると認められる。

したがって、本件公文書2及び本件公文書3のうち、派遣期間、派遣人数及び帯同装備品等は、条例第7条第1項第6号に該当し、実施機関の本件決定2は妥当であると判断される。

(4) 本件決定3の妥当性について

ア 本件公文書4及び本件公文書5の性格及び内容

本件公文書4は、沖縄県に派遣された警察職員の部隊が現地で日々作成し、警察本部宛てにFAXで報告を行った文書であって、「派遣期間」「日付」「部隊等」「活動開始時間」「活動終了時間」「翌日の勤務・警戒場所等」等の情報が記載されている。

また、本件公文書5は、FAXで受信した本件公文書4を報告用にまとめ、実施機関内で供覧された文書であって、「日付」「派遣部隊」「任務等」等の情報が記載されている。

イ 条例第7条第1項第6号該当性について

条例第8条第1項では、「開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができると

きは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」と 定めている。

当審査会で本件公文書4及び本件公文書5を見分したところ、これらの公文書は、派遣期間中警備を実施した際の記録として、1日につき1件ずつ所定の様式を用いて作成されているものであること、また仮にこれらの公文書のうち、派遣部隊や派遣期間といった条例第7条第1項第6号に該当する部分を除いて開示する場合であっても、開示された公文書から当該様式の枚数を読み取ることにより、警備を実施した記録の合計件数が推測されることから、結果として派遣期間も推測される可能性があることが認められた。

上記(3) イ(4) bのとおり、派遣期間は条例第7条第1項6号に該当するという判断を踏まえると、本件公文書4及び本件公文書5について部分開示をすることは、そのことにより、開示された公文書の内容から間接的に派遣期間が明らかとなり、非開示とすべき情報が開示されることとなるから、かかる対応をとることは困難である。

したがって、本件公文書4及び本件公文書5の件数から読み取れる派遣期間が条例第7条第1項第6号に該当するとして非開示とした実施機関の本件決定3は妥当であると判断される。

(5) 本件決定2及び本件決定3の理由の付記について

理由の付記については、条例上明文の規定はないが、福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号。)第8条第1項において、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する場合(略)は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由(略)を示さなければならない。」と定めている。この規定の趣旨は、行政処分を行う際の理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申し立ての便宜を与えるためであると考えられる。

このような趣旨からすれば、部分開示決定通知書又は非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、条例のどの規定に該当するのかを、その根拠とともに了知しうるものでなければならない。

実施機関は本件決定2の部分開示決定通知書及び本件決定3の非開示決定通知書において、条例の該当規定とともに非開示理由として「警察の対応能力等が明らかとなり、不法行為を敢行しようとする勢力等がこれに応じた措置を講じるなど、警備実施業務に支障を及ぼすおそれがある」ことを説明している。

これに関して審査請求人は、非開示理由として実施機関が提示した内容について、一般的なことを羅列しているにとどまり、具体的な「相当の理由」を示していないとして、実施機関の決定は取り消されるべき違法な処分であると主張するが、実施機関が今回非開示

とする派遣期間や派遣人数といった情報は、警備実施等に関する情報の中でも警察の対応能力を表す最たるものであり、決定通知書の「開示しない部分」欄においてこれらの非開示情報が明確に示されていること、また、開示することによる支障として「不法行為を敢行しようとする勢力等がこれに応じた措置を講じる」といった具体的な説明がなされていることを考慮すると、実施機関は十分に非開示理由を明示できているものと判断される。

(6) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張しているが、当審査会は、実施機関が行った公文書の開示決定等の妥当性について判断する機関であるため、当該主張は審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。